

意見書案第8号

消費税10%増税の中止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月3日

取手市議会議長

入江洋一 殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 関戸 勇

消費税 10%増税の中止を求める意見書（案）

政府は繰り返し、来年 2019 年 10 月から消費税を 10%に増税すると明言しています。

しかし、2014 年 4 月に消費税率を 5%から 8%に引き上げた後、これまでに家計消費は一月も増税前の水準を上回ったことはありません。このような時期に消費税を増税すれば、家計消費への大打撃になり、景気に深刻な影響を与えることは必至です。安倍首相も臨時国会で、「(前回の増税が)われわれの当初の目論見よりも大きく消費に影響を与えたという認識はもっている」と認めざるを得ませんでした。今回、政府が打ち出そうとしている「景気対策」も、多くの問題点が明らかとなっています。

食料品等に軽減税率を設ける施策は 8%に据え置くだけで負担が軽くなるわけではありません。

中小企業支援策「ポイント還元」も、そもそもカード決済を行っていない企業が多く、カード会社が課す手数料は、決済額が少ない中小店舗ほど高いという問題があります。

さらに低所得者向けのプレミアム商品券に至っては、「商品券を使って買い物をすればレジで『私は低所得者です』というようなもの」との声があがるなど、いずれの施策も愚策といえるものです。

複数税率導入で必要となるインボイス（適格請求書）制度も問題です。免税事業者はインボイスを発行できず、取引から排除されて存亡の危機に立たされる恐れがあります。

こうした数々の問題点がある消費税の 10%増税は中止し、大企業や富裕層への優遇税制こそ見直すことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 12 月 日

茨城県取手市議会

(提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣